事 業 所 調 査　結 果 概 要

Ⅰ　育児・介護休業制度等に関する事項

1　育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模５人以上では 75.0%（平成 28 年度 76.6%）、事業所規模 30 人以上では 93.2%（同 95.3%）となっており、平成 28 年度調査より事業所規模５人以上では 1.6 ポイント、事業所規模 30 人以上では 2.1 ポイント低下した（図１,付属統計表第１表）。

産業別にみると、規定がある事業所の割合は、金融業,保険業（98.7%）、複合サービス事業(98.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（95.4%）、情報通信業（91.1%）、教育,学習支援業（90.8%）で高くなっている（付属統計表第１表）。

規模別にみると、500 人以上で 99.4%、100～499 人で 98.8%、30～99 人で 91.8%、５～29 人で 71.2%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている（図２,付属統計表第１表）。

図1　育児休業制度の規定あり事業所割合の推移

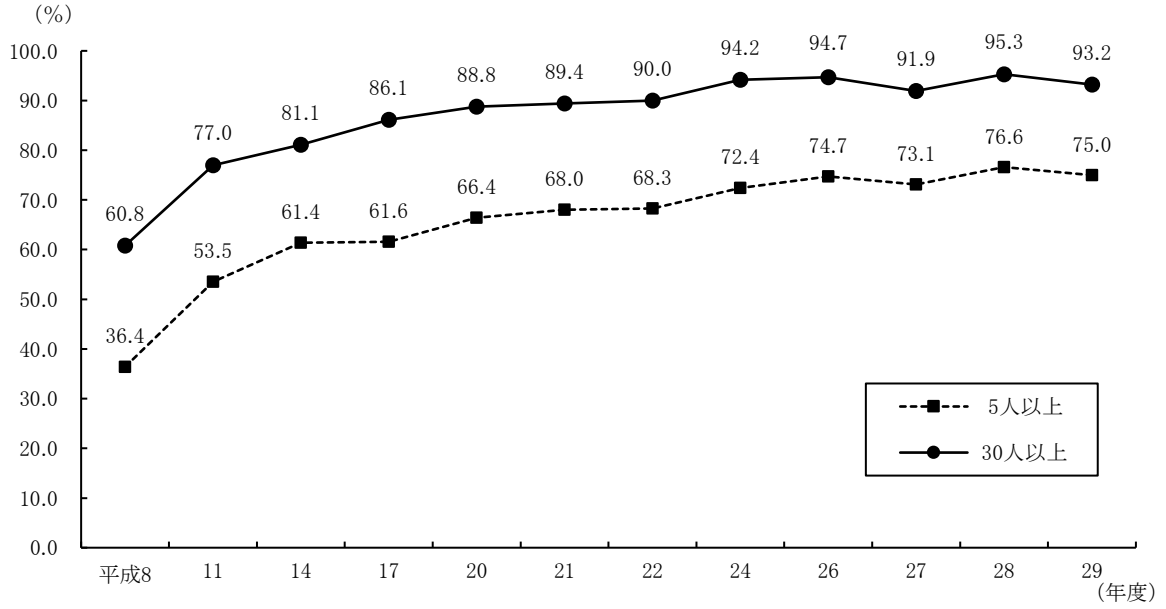

図2 事業所規模別育児休業制度の規定あり事業所割合

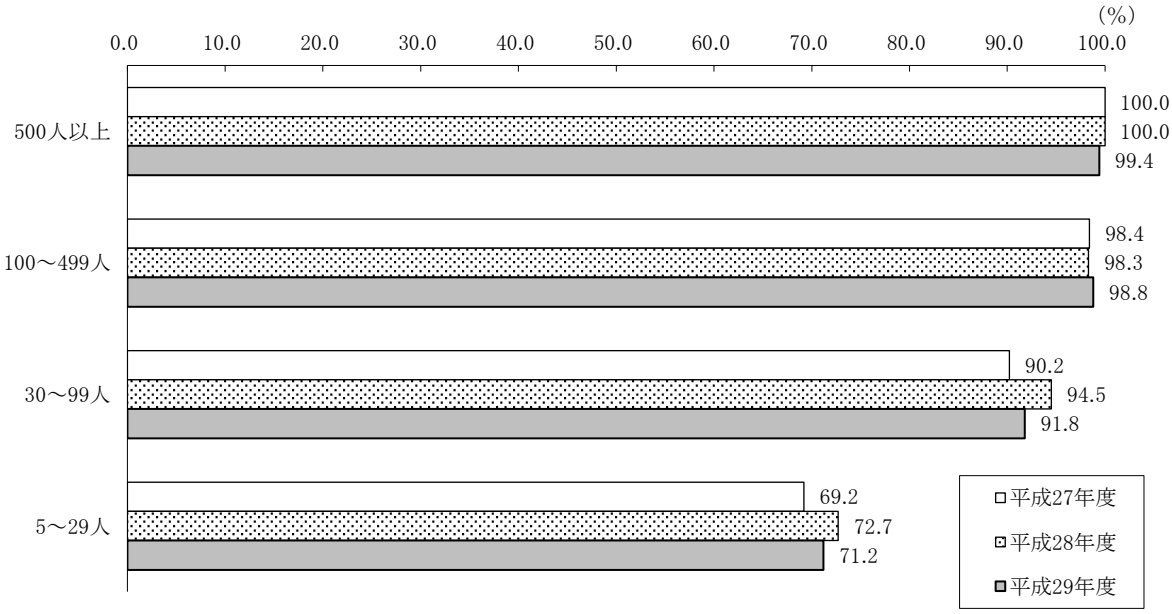

(2) 育児休業制度の内容

ア 最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかについてみると、「２歳（法定どおり）」が 52.2%（平成 28 年度１歳６か月（法定どおり）86.3%）と最も高くなっており、次いで「２歳未満」36.3%、「２歳を超え３歳未満」9.2%の順となっている（表１,付属統計表第２表）。

表1 最長育児休業期間別事業所割合 (%)

	育児休業制度の規定がある事業所計	1歳6か月（法定どおり）	1歳6か月を超え2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上
平成 27 年度	100.0	84.8	4.0	9.2	2.0
平成 28 年度	100.0	86.3	4.2	7.8	1.7
	育児休業制度の規定がある事業所計	2歳未満	2歳（法定どおり）	2歳を超え3歳未満	3歳以上
平成 29 年度	100.0	36.3	52.2	9.2	2.3

平成 29 年 10 月１日の改正育児・介護休業法施行前は、子が１歳以後、保育園等に入れないなどの場合には、事業主に申し出ることにより、育児休業期間を最長１歳６か月まで延長できました。

施行後は、１歳６か月以後も保育園等に入れないなどの場合には、事業主に申し出ることにより、育児休業期間を最長２歳まで再延長できるようになりました。

イ 取得可能回数

育児休業制度の規定がある事業所において、同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「１回（法定どおり）」が 86.8%（平成 28 年度 88.1%）と最も多くなっており、「２回」は 2.6%（同 1.7%）、「制限なし」は 10.3%（同 9.6%）となっている（表２,付属統計表第３表）。

表2 育児休業取得可能回数別事業所割合 (%)

	育児休業制度の規定がある事業所計	1回(注)(法定どおり)	2回	3回	4回以上	制限なし	不明
平成 28 年度	100.0	88.1	1.7	0.4	0.1	9.6	-
平成 29 年度	100.0	86.8	2.6	0.3	0.1	10.3	-

注:法定どおりの再度の申し出のみを認める場合を含む。

ウ 育児休業制度の対象としている有期契約労働者

育児休業制度の規定がある事業所において、有期契約労働者について育児休業制度の対象としている事業所（複数回答）は、「勤続１年未満の者」が 5.1%、「子が１歳６か月に達する日より前に雇用関係が終了することが見込まれる者」は 4.9%、「いずれも対象としていない（法定どおり）」は 92.1%となっている（表３,付属統計表第４表）。

表3 育児休業制度の対象としている有期契約労働者別事業所割合(複数回答) (%)

	育児休業制度の規定がある事業所計	対象としている有期契約労働者(複数回答)		
		勤続1年未満の者①	子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了し、更新されないことが明らかである者②	①、②のいずれも対象者としていない(法定どおり)
平成 29 年度	100.0	5.1	4.9	92.1

(3) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

平成 27 年 10 月１日から平成 28 年９月 30 日までの１年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める、女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち平成 29 10 月１日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は 88.5%となり、前回調査（平成 28 年度 85.9%）より 2.6 ポイント上昇した（図３,付属統計表第５表）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、制度の対象となる有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は 80.1%となり、前回調査（同 78.0%）より 2.1 ポイント上昇した（表４,付属統計表第６表）。

② 男性

平成 27 年 10 月１日から平成 28 年９月 30 日までの１年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める、男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち平成 29 年 10 月１日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は 7.5%となり、前回調査（平成 28 年度 5.4%）より 2.1 ポイント上昇した（図３,付属統計表第５表）。

また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は 8.1%となり、前回調査（同 5.4%）より 2.7 ポイント上昇した（表４,付属統計表第６表）。

（女性）

図３　育児休業者の有無別事業所割合

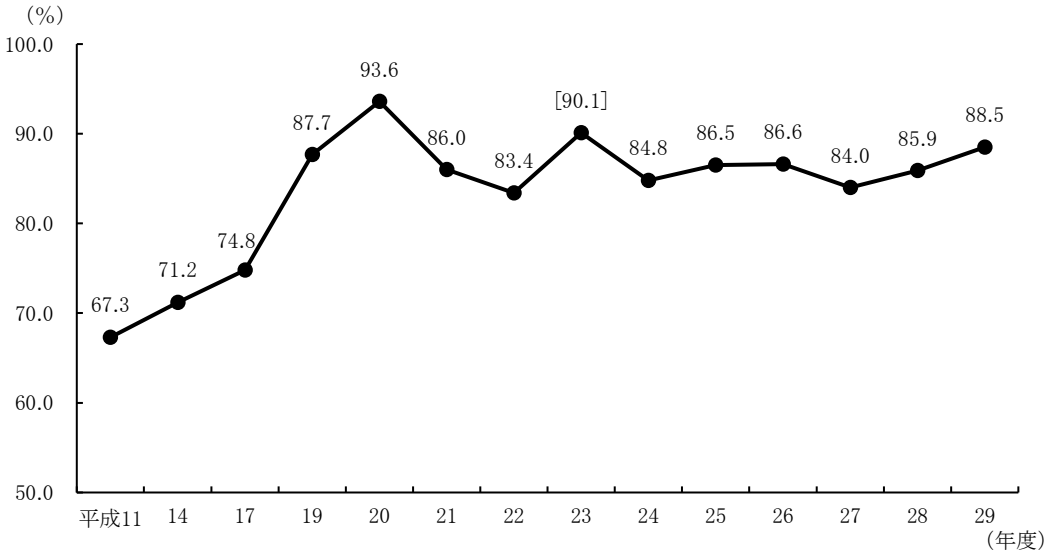

（男性）

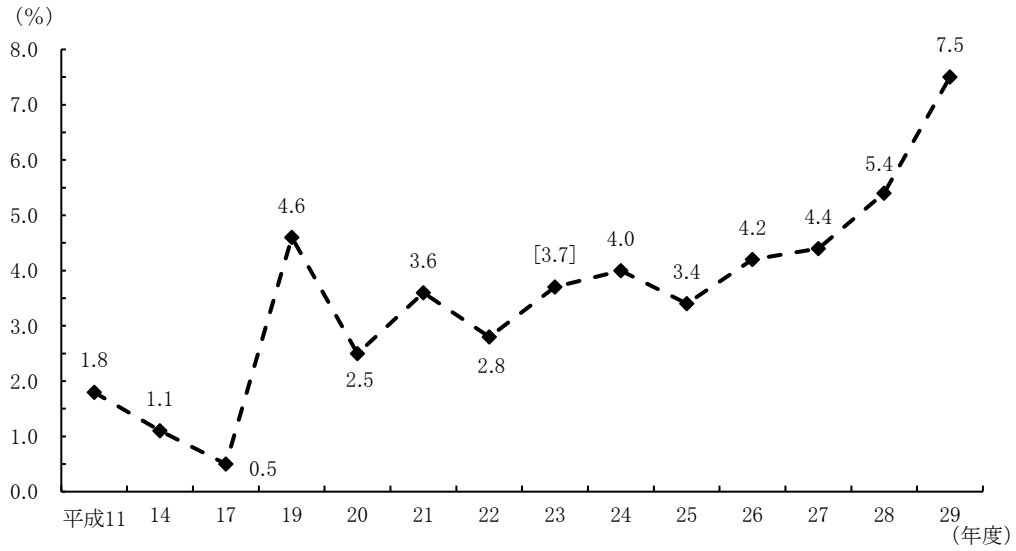

注:平成 23 年度の[　]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表4　有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

(%)

	女性				男性			
	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
平成 27 年度	100.0	85.5	75.0	25.0	100.0	78.2	6.0	94.0
平成 28 年度	100.0	89.3	78.0	22.0	100.0	86.3	5.4	94.6
平成 29 年度	100.0	81.9	80.1	19.9	100.0	76.2	8.1	91.9

注1:調査対象事業所のうち、調査前々年 10 月1日から翌年9月 30 日までの1年間に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を 100 として集計した。

注2:「育児休業者」は、調査前々年 10 月1日から翌年9月 30 日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

イ　育児休業者割合

①　女性

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 1 年間に在職中に出産した女性のうち、平成 29 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は 83.2%と、前回調査（平成 28 年度 81.8%）より 1.4 ポイント上昇した（図４,付属統計表第７表）。

また、同期間内に出産した、制度の対象となる有期契約労働者の育児休業取得率は 70.7%で、前回調査（同 70.0%）より 0.7 ポイント上昇した（表５,付属統計表第８表）。

②　男性

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 1 年間に配偶者が出産した男性のうち、平成 29 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は 5.14%と、前回調査（平成 28 年度 3.16%）より 1.98 ポイント上昇した（図４,付属統計表第７表）。

また、同期間において、制度の対象となる有期契約労働者の育児休業取得率は 5.69%で、前回調査（同 3.42%）より 2.27 ポイント上昇した（表５,付属統計表第８表）。

図4 育児休業取得率の推移

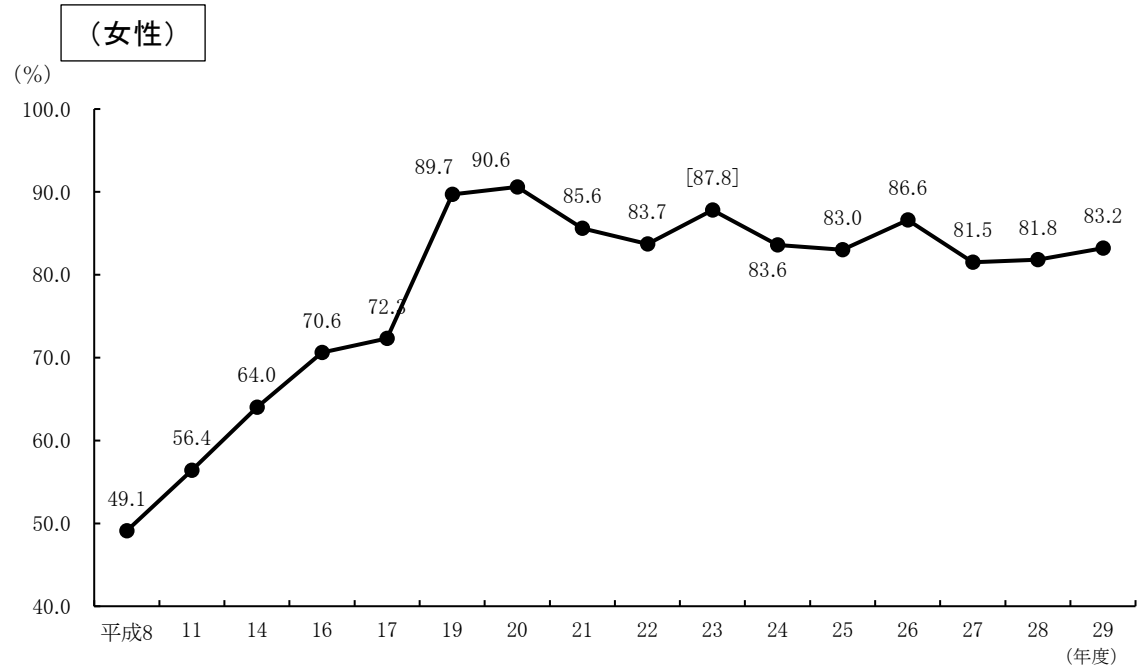

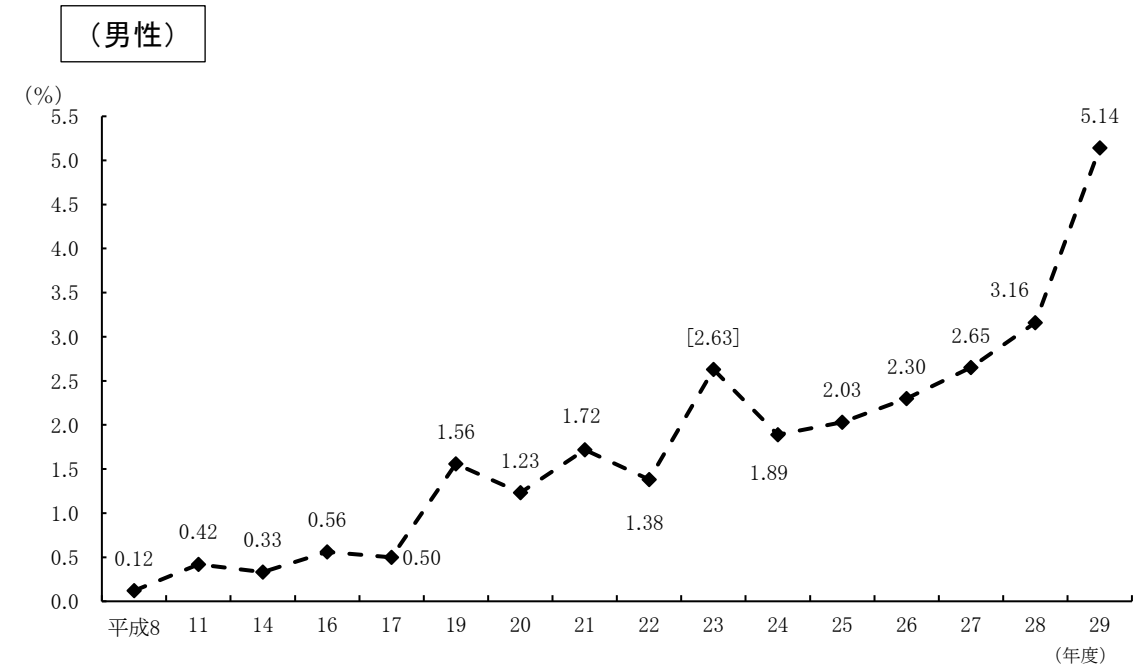

注:平成 23 年度の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表5 有期契約労働者の育児休業取得率

(%)

	平成17年度	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
女性	51.5	86.6	71.7	[80.7]	71.4	69.8	75.5	73.4	70.0	70.7
男性	0.10	0.30	2.02	[0.06]	0.24	0.78	2.13	4.05	3.42	5.69

注:平成 23 年度の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率＝ 出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数 ／ 調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

（※）平成 23 年度以降調査においては、調査前々年 10 月1日から翌年9月 30 日までの1年間。

2　働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、69.6%となっており、前回調査（平成 28 年度 65.6%）に比べ 4.0 ポイント上昇した。

産業別にみると、複合サービス事業(98.5%)、金融業,保険業（96.2%）、電気・ガス・熱供給・水道業（92.7%）において、制度がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 98.6%、100～499 人で 96.6%、30～99 人で 86.9%、５～29 人で 65.5%と、規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第９表）。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「３歳未満」が最も高く 38.8%（平成 28 年度 39.9%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 30.2%（同 30.8%）、「小学校入学前～小学校３年生まで」が 9.4%（同 7.7%）となっている。「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 54.5%（同 53.5%）で、全事業所に対する割合では 37.9%（同 35.1%）と、前回調査に比べ 2.8 ポイント上昇した（表６,付属統計表第９表）。

表6 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし
			３歳未満（注） ①	３歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校３年生（又は９歳）まで ④	小学校４年生～小学校卒業（又は 12 歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】③～⑥とする事業所割合 ③～⑥	
平成 27 年度	100.0	61.3 (100.0)	23.9 (39.0)	4.3 (7.0)	20.0 (32.5)	4.5 (7.3)	3.6 (5.9)	5.1 (8.3)	33.2 (54.1)	38.6
平成 28 年度	100.0	65.6 (100.0)	26.1 (39.9)	4.3 (6.6)	20.2 (30.8)	5.1 (7.7)	3.7 (5.7)	6.1 (9.3)	35.1 (53.5)	34.4
平成 29 年度	100.0	69.6 (100.0)	27.0 (38.8)	4.7 (6.7)	21.0 (30.2)	6.6 (9.4)	4.0 (5.8)	6.3 (9.0)	37.9 (54.5)	30.4

注:平成 27 年度は、「3歳に達するまで」として調査した。

(2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」66.4%（平成 28 年度 60.8%）、「所定外労働の制限」62.5%（同 55.9%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」36.6%（同 33.6%）の順で多くなっている（図５）。

図5 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況(複数回答)

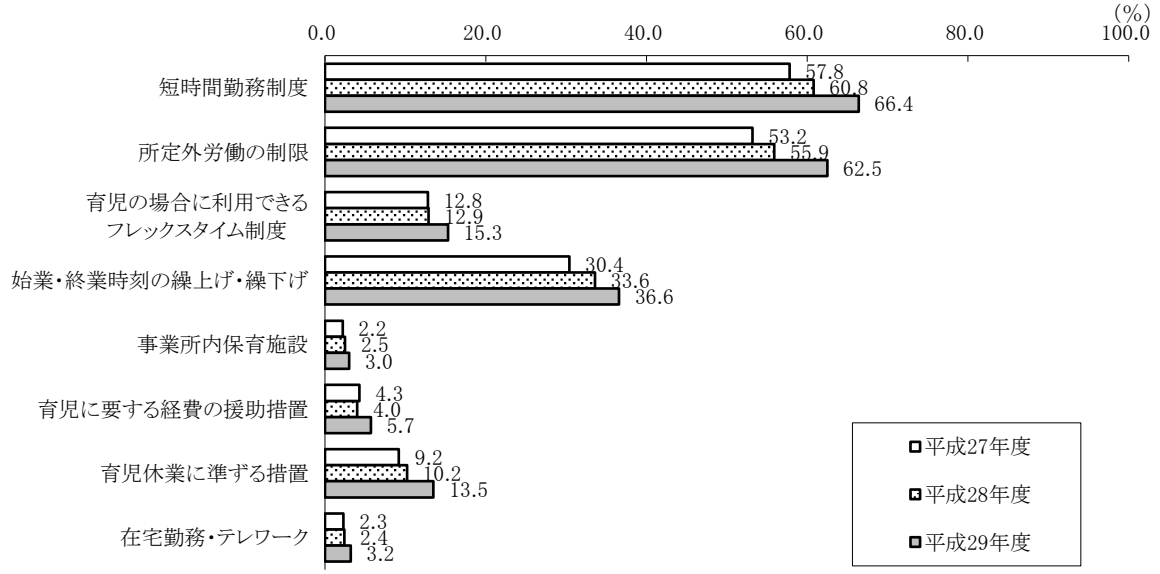

「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「３歳未満」が最も高く 57.0%（平成 28 年度 57.8%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 18.9%（同 20.9%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 39.0%（同 38.2%）となっている。

「所定外労働の制限」については、「３歳未満」が最も高く 49.1%（平成 28 年度 49.7%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 32.3%（同 31.0%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 44.8%（同 43.1%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「３歳未満」が最も高く 46.0%（平成 28 年度 47.0%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 21.7%（同 21.7%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 47.8%（同 46.5%）となっている（表７,付属統計表第 11 表）。

表7 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

（%）

		事業所計	制度あり	最長利用可能期間						
				3歳未満（注） ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】③～⑥とする事業所割合 ③～⑥
短時間勤務制度	平成27年度	100.0	57.8	34.5	2.1	11.4	5.1	3.1	1.6	21.2
			(100.0)	(59.7)	(3.7)	(19.8)	(8.8)	(5.3)	(2.7)	(36.6)
	平成28年度	100.0	60.8	35.1	2.4	12.7	5.1	3.3	2.1	23.2
			(100.0)	(57.8)	(4.0)	(20.9)	(8.4)	(5.4)	(3.5)	(38.2)
	平成29年度	100.0	66.4	37.8	2.6	12.5	7.2	3.4	2.7	25.9
			(100.0)	(57.0)	(3.9)	(18.9)	(10.9)	(5.1)	(4.1)	(39.0)
所定外労働の制限	平成27年度	100.0	53.2	24.9	3.5	18.8	2.1	2.3	1.6	24.8
			(100.0)	(46.8)	(6.6)	(35.2)	(4.0)	(4.3)	(2.9)	(46.5)
	平成28年度	100.0	55.9	27.8	4.0	17.3	2.4	2.3	2.0	24.1
			(100.0)	(49.7)	(7.2)	(31.0)	(4.4)	(4.1)	(3.6)	(43.1)
	平成29年度	100.0	62.5	30.7	3.9	20.2	3.3	1.9	2.6	28.0
			(100.0)	(49.1)	(6.2)	(32.3)	(5.2)	(3.1)	(4.2)	(44.8)
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成27年度	100.0	12.8	5.1	0.8	2.7	1.1	1.1	2.0	7.0
			(100.0)	(39.4)	(6.4)	(21.3)	(8.4)	(8.7)	(15.9)	(54.2)
	平成28年度	100.0	12.9	5.2	0.8	2.3	0.9	1.1	2.5	6.9
			(100.0)	(40.2)	(6.6)	(18.1)	(7.2)	(8.5)	(19.4)	(53.2)
	平成29年度	100.0	15.3	6.1	1.4	2.7	1.4	1.2	2.5	7.8
			(100.0)	(39.9)	(9.3)	(17.5)	(9.0)	(8.1)	(16.2)	(50.8)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成27年度	100.0	30.4	14.9	1.8	6.5	2.5	2.0	2.7	13.7
			(100.0)	(49.0)	(5.9)	(21.4)	(8.1)	(6.7)	(8.9)	(45.1)
	平成28年度	100.0	33.6	15.8	2.2	7.3	2.5	2.3	3.5	15.6
			(100.0)	(47.0)	(6.5)	(21.7)	(7.5)	(6.9)	(10.3)	(46.5)
	平成29年度	100.0	36.6	16.8	2.3	7.9	3.8	2.1	3.7	17.5
			(100.0)	(46.0)	(6.2)	(21.7)	(10.4)	(5.7)	(10.0)	(47.8)
事業所内保育施設	平成27年度	100.0	2.2	0.7	0.3	0.9	0.0	0.1	0.2	1.2
			(100.0)	(30.8)	(14.9)	(39.0)	(1.7)	(5.5)	(8.1)	(54.3)
	平成28年度	100.0	2.5	0.9	0.5	0.8	0.0	0.0	0.3	1.2
			(100.0)	(35.5)	(18.6)	(33.6)	(1.0)	(0.3)	(10.9)	(45.8)
	平成29年度	100.0	3.0	0.9	0.5	1.0	0.1	0.3	0.3	1.6
			(100.0)	(28.3)	(17.3)	(31.7)	(4.8)	(8.9)	(8.9)	(54.4)
育児に要する経費の援助措置	平成27年度	100.0	4.3	1.2	0.3	0.9	0.8	0.5	0.6	2.8
			(100.0)	(28.5)	(6.4)	(20.7)	(17.8)	(12.1)	(14.5)	(65.2)
	平成28年度	100.0	4.0	0.8	0.5	1.0	0.6	0.2	0.8	2.6
			(100.0)	(21.5)	(12.1)	(26.1)	(15.0)	(5.5)	(19.8)	(66.4)
	平成29年度	100.0	5.7	1.3	0.7	1.3	1.0	0.7	0.6	3.6
			(100.0)	(23.4)	(12.8)	(22.8)	(18.4)	(12.3)	(10.2)	(63.8)
育児休業に準ずる措置	平成27年度	100.0	9.2	6.4	0.6	1.0	0.3	0.3	0.6	2.2
			(100.0)	(69.0)	(6.9)	(11.0)	(3.4)	(3.5)	(6.2)	(24.1)
	平成28年度	100.0	10.2	6.6	0.5	1.5	0.3	0.4	1.0	3.1
			(100.0)	(64.5)	(4.9)	(14.4)	(3.3)	(3.5)	(9.5)	(30.7)
	平成29年度	100.0	13.5	8.9	1.2	2.0	0.5	0.3	0.7	3.5
			(100.0)	(65.8)	(8.6)	(14.8)	(3.8)	(2.2)	(4.9)	(25.6)
在宅勤務・テレワーク	平成27年度	100.0	2.3	0.8	0.1	0.2	0.3	0.3	0.6	1.3
			(100.0)	(37.3)	(3.9)	(8.7)	(11.5)	(11.7)	(26.9)	(58.8)
	平成28年度	100.0	2.4	0.7	0.1	0.3	0.1	0.2	1.0	1.6
			(100.0)	(29.7)	(3.4)	(11.7)	(6.0)	(6.8)	(42.5)	(67.0)
	平成29年度	100.0	3.2	0.9	0.2	0.3	0.3	0.4	1.2	2.2
			(100.0)	(27.1)	(4.7)	(8.8)	(9.4)	(11.5)	(38.3)	(68.2)

注：平成27年度は、「3歳に達するまで」として調査した。

３　介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模５人以上では 70.9%（平成 28 年度 72.6%）、事業所規模 30 人以上では 90.9%（同 91.8%）となっており、前回調査に比べ、５人以上で 1.7 ポイント低下、30 人以上で 0.9 ポイント低下した（図６,付属統計表第 12 表）。

産業別にみると、複合サービス事業（97.2%）、金融業,保険業（95.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（95.6%）で規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第12表）。

規模別にみると、500 人以上で 99.2%、100～499 人で 97.4%、30～99 人で 89.3%、５～29 人で 66.8%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（図７,付属統計表第 12 表）。

図6　介護休業制度の規定あり事業所割合の推移

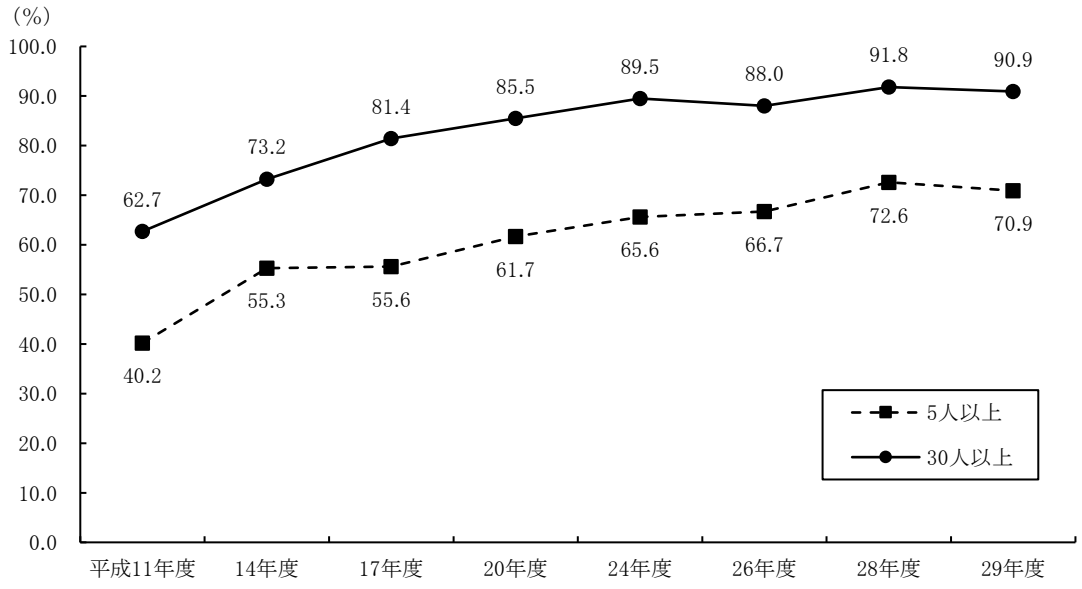

図7 事業所規模別介護休業制度の規定あり事業所割合

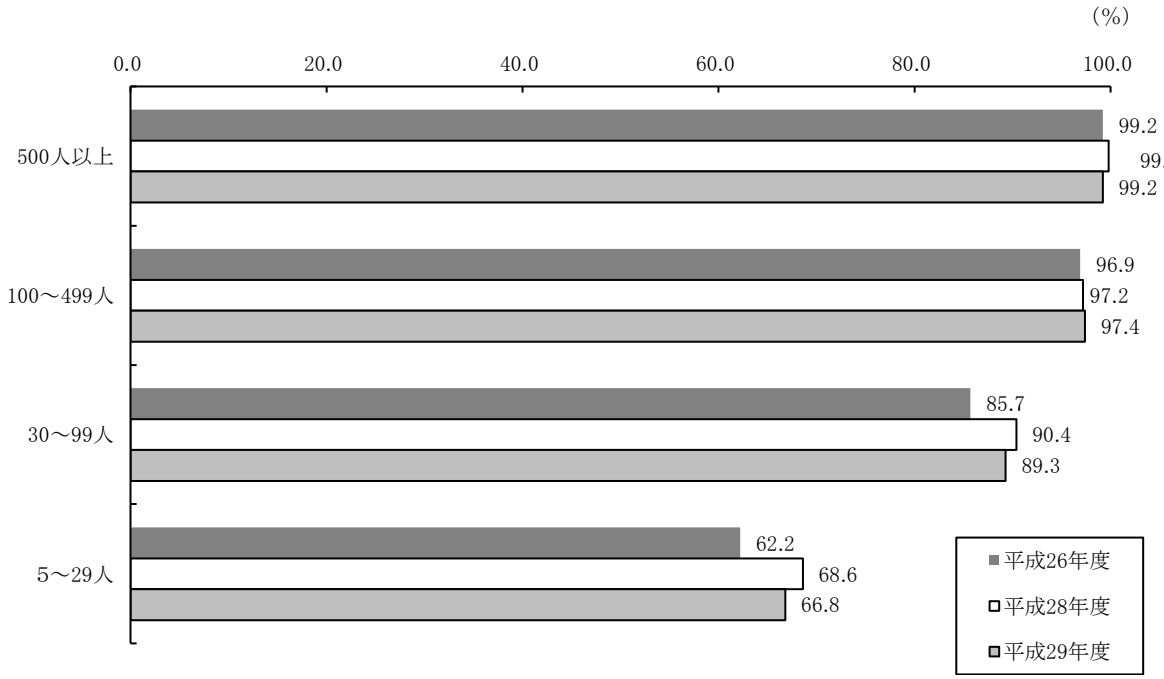

(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所割合は 96.3%（平成 28 年度 96.0%）、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は 3.7%（同 4.0%）となっている。

期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して 93 日（法定どおり）」が 84.5%（平成 28 年度 86.3%）と最も高くなっており、次いで「１年」8.8%（同8.4%）、「６か月」2.6%（同 2.2%）の順となっている（表８,付属統計表第 13 表）。

表8 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合 (%)

	介護休業制度の規定がある事業所計	期間の最長限度を定めている	最長限度						期間の制限はなく、必要日数取得できる
			通算して93日（法定どおり）	93日を超え6か月未満	6か月	6か月を超え1年未満	1年	1年を超える期間	
平成 28 年度	100.0	96.0							4.0
		(100.0)	(86.3)	(0.8)	(2.2)	(0.7)	(8.4)	(1.7)	
平成 29 年度	100.0	96.3							3.7
		(100.0)	(84.5)	(1.8)	(2.6)	(0.3)	(8.8)	(2.0)	

イ　取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所割合は 82.5%、「取得回数に制限なし」とする事業所割合は 17.5%となっている。

取得回数に「制限あり」とする事業所のうち、割合が最も高いのは「３回（法定どおり）」とする事業所で、81.5%となっている（表９,付属統計表第 14 表）。

表9　介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合　（%）

	介護休業制度の規定がある事業所計	取得回数の制限あり	同一対象家族の同一要介護状態について				その他				制限なし	不明
				1回	2回	3回以上		1回	2回	3回以上		
平成 24 年度	100.0	72.1 (100.0)	(96.2) (100.0)	(93.6)	(4.4)	(1.9)	(3.8) (100.0)	(86.3)	(0.9)	(12.8)	26.6	1.3
平成 26 年度	100.0	76.7 (100.0)	(98.7) (100.0)	(94.4)	(2.6)	(3.0)	(1.3) (100.0)	(86.1)	(0.2)	(13.7)	22.4	0.8

	介護休業制度の規定がある事業所計	取得回数の制限あり	2回以下	3回（法定どおり）	4回	5回	6回以上	制限なし
平成 29 年度	100.0	82.5 (100.0)	14.2 (17.3)	67.2 (81.5)	0.3 (0.3)	0.4 (0.5)	0.4 (0.5)	17.5

平成 29 年１月１日の改正育児・介護休業法施行前は、労働者は、要介護状態ごとに１回の介護休業を通算して 93 日まで取得することができました。

施行後は、同一の対象家族について、介護休業を通算して９３日の範囲内で３回まで取得することができるようになりました。

(3) 介護休業制度の利用状況

ア　介護休業者の有無別事業所割合

平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は 2.0%（平成 27 年度 1.3%）であった。介護休業者がいた事業所のうち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は 11.0%（同 1.1%）、女性のみいた事業所の割合は 60.1%（同 74.4%）、男性のみいた事業所の割合は 29.0%（同 24.5%）であった（表 10,付属統計表第 16 表）。

表 10　介護休業取得状況別事業所割合　（%）

	事業所計	介護休業者あり	男女とも介護休業者あり	女性のみ介護休業者あり	男性のみ介護休業者あり	介護休業者なし	不明
平成 27 年度	100.0	1.3 (100.0)	0.0 (1.1)	1.0 (74.4)	0.3 (24.5)	98.7	0.0
平成 29 年度	100.0	2.0 (100.0)	0.2 (11.0)	1.2 (60.1)	0.6 (29.0)	98.0	－

イ　介護休業者の男女割合

介護休業者の男女比は、女性 57.1%（平成 27 年度調査 74.0%）、男性 42.9%（同 26.0%）であった（表 11,付属統計表第 17 表）。

表 11　介護休業者の男女割合　（%）

	介護休業者計	女性	男性
平成 27 年度	100.0	74.0	26.0
平成 29 年度	100.0	57.1	42.9

ウ　介護休業の取得期間

平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの１年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は「１か月～３か月未満」が 24.5%（平成 27 年度 31.7%）と最も高く、次いで「１年以上」が 21.2%（同 3.9%）、「２週間～１か月未満」が 20.4%（同 6.5%）、「３か月～６か月未満」が 16.4%（13.4%）の順となっている（表 12,付属統計表第 19 表）。

表 12　取得期間別介護休業後復職者割合　（%）

		介護休業後復職者計	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
男女計	平成 27 年度	100.0	31.8	5.2	6.5	31.7	13.4	7.5	3.9
	平成 29 年度	100.0	11.2	2.0	20.4	24.5	16.4	4.3	21.2
女性	平成 27 年度	100.0	24.8	1.9	9.6	37.2	10.4	10.6	5.5
	平成 29 年度	100.0	14.3	2.5	29.7	31.6	15.6	3.2	3.2
男性	平成 27 年度	100.0	46.2	12.1	0.1	20.2	19.8	1.1	0.5
	平成 29 年度	100.0	6.9	1.4	7.6	14.5	17.5	5.8	46.3

注:「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

4　介護休暇制度

(1) 介護休暇制度の規定状況

介護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模５人以上では 64.8%（平成 26 年度 62.2%）、事業所規模 30 人以上では 83.5%（同 80.6%）となっており、前回調査に比べ、それぞれ 2.6 ポイントと 2.9 ポイント上昇した（図８,付属統計表第 20 表）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（93.8%）、複合サービス業（91.5%）、金融業,保険業（90.6%）で制度がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第20表）。

規模別にみると、500 人以上では 96.7%、100～499 人では 92.7%、30～99 人では 81.2%、５～29 人では 60.9%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（図９,付属統計表第 20 表）。

図8　介護休暇制度の規定あり事業所割合

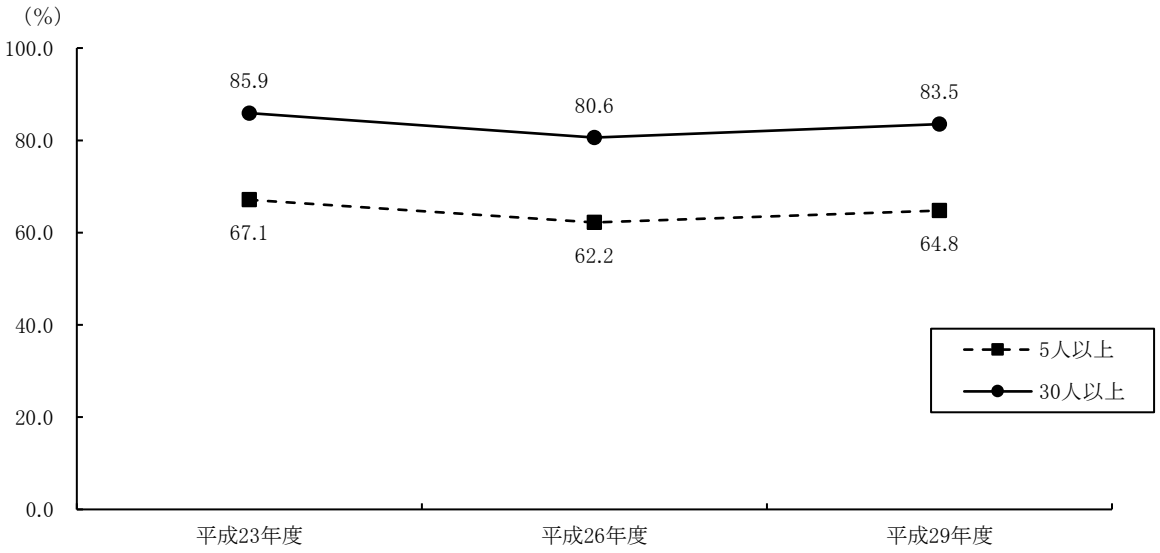

※平成 23 年度は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図9 事業所規模別介護休暇制度の規定あり事業所割合

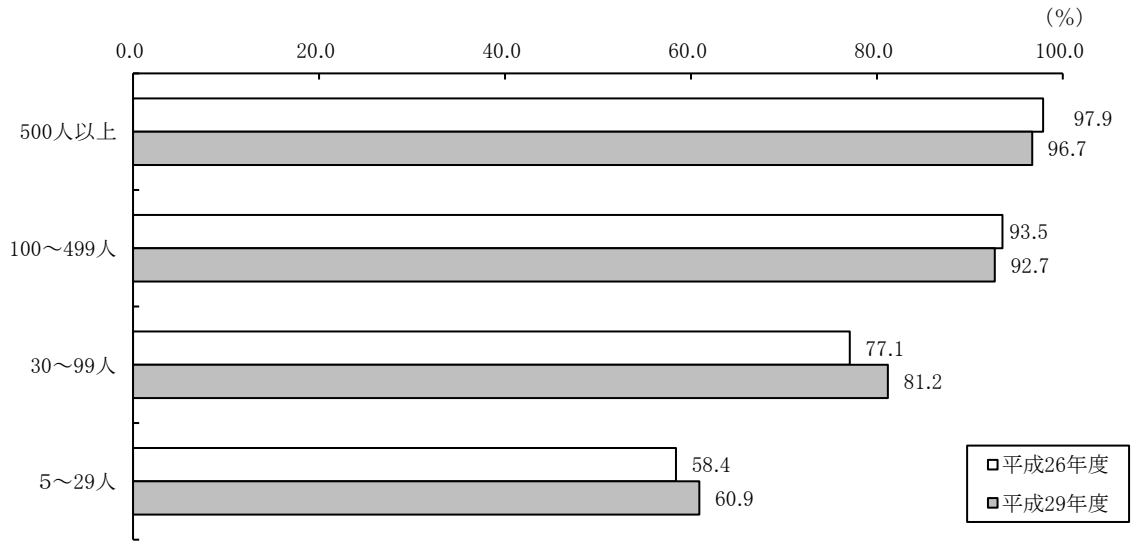

(2) 介護休暇制度の内容

ア 休暇日数

介護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が 95.6%（平成 26 年度 94.5%）であった。

制限がある場合の１年間に取得できる休暇日数については、「対象家族が１人の場合」は「５日」が 93.5%、「対象家族が２人以上の場合」は「10 日」が 94.3%でそれぞれ最も高くなっている（表 13, 付属統計表第 21 表）。

表 13 介護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合 (%)

	介護休暇制度の規定がある事業所計	制限あり	対象家族が1人の場合				対象家族が2人以上の場合				制限なし
			5日	6～10日	11～20日	21日以上	10日	11～20日	21～40日	41日以上	
平成 26 年度	100.0	94.5 (100.0)	(93.5)	(2.4)	(0.8)	(3.4)	(94.2)	(1.5)	(0.4)	(3.9)	5.5
平成 29 年度	100.0	95.6 (100.0)	(93.5)	(1.5)	(0.7)	(4.3)	(94.3)	(1.3)	(0.3)	(4.1)	4.4

イ　介護休暇の取得可能単位

介護休暇の取得可能単位については、「時間単位では取得できないが、半日単位では可（法定どおり）」が 68.0%（平成 26 年度 16.3%）と最も高くなっており、次いで「時間単位で取得可」が 16.4%（同 21.3%）となっている（表 14,付属統計表第 22 表）。

表 14　介護休暇の取得可能単位別事業所割合

（%）

	介護休暇制度の規定がある事業所計	時間単位で取得可	時間単位では取得できないが、半日単位では可（法定どおり）	1日単位のみ	不明
平成 26 年度	100.0	21.3	16.3	61.7	0.6
平成 29 年度	100.0	16.4	68.0	15.6	－

5　働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア　介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、63.4%となっており、前回調査（平成 26 年度 59.5%）に比べ 3.9 ポイント上昇した（表 15、付属統計表第 23 表）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（94.3%）、金融業,保険業（89.8%）、複合サービス業（88.2%）、教育,学習支援業（81.5%）において、制度がある事業所割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 95.8%、100～499 人で 92.2%、30～99 人で 81.1%、５～29 人で 59.2%となっており、規模が大きくなるほど制度がある事業所割合が高くなり、全ての規模において上昇している（付属統計表第 23 表）。

介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「３年（法定どおり）」が 67.7%で最も高く、次いで「３年未満」22.7%、「５年を超える期間」8.5%となっている（表 15,付属統計表第 23 表）。

表 15　介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

（%）

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間				制度なし	不明
			93 日（法定どおり）	93 日を超え 1年未満	1年	1年を超える期間		
平成 24 年度	100.0	56.7					42.8	0.5
		(100.0)	(75.8)	(6.8)	(7.2)	(10.2)		
平成 26 年度	100.0	59.5					39.1	1.4
		(100.0)	(74.6)	(4.7)	(8.6)	(12.1)		
	事業所計	制度あり	最長利用可能期間				制度なし	不明
			3年未満	3年（法定どおり）	3年を超え 5年未満	5年を超える期間		
平成 29 年度	100.0	63.4					36.6	－
		(100.0)	(22.7)	(67.7)	(1.2)	(8.5)		

イ　介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」61.6%（平成 26 年度 57.5%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」33.6%（同 27.6%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」15.7%（同 11.5%）、「介護に要する経費の援助制度」5.1%（同 3.2%）、「在宅勤務・テレワーク」5.1%（同 2.2%）の順で多くなっている（図 10, 付属統計表第 24 表）。

図 10 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況（複数回答）

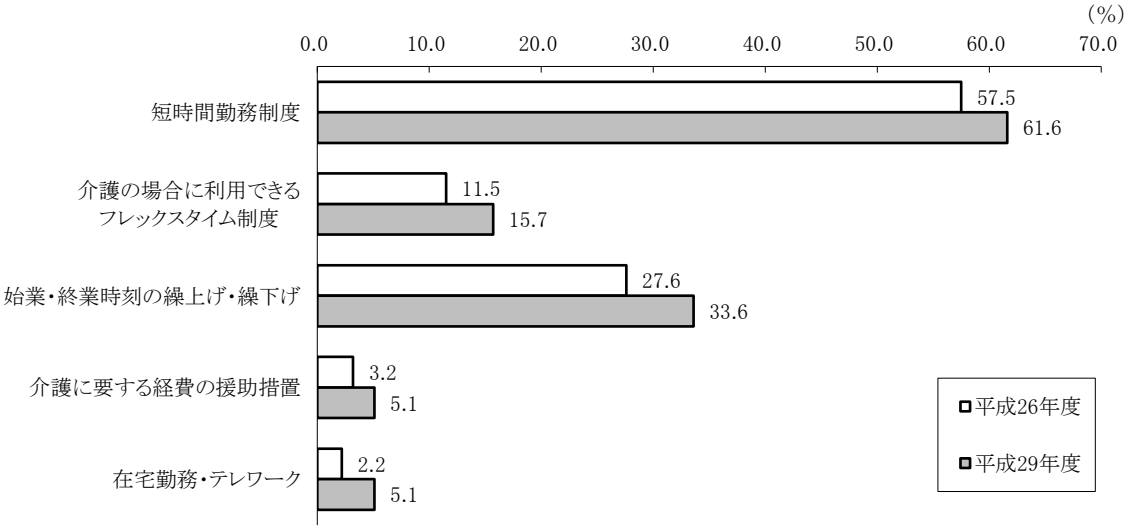

「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い「短時間勤務制度」と「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」措置の最長利用可能期間をみると、いずれも「３年（法定どおり）」が最も高く、「短時間勤務制度」が 70.7%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が、66.3%となっている（表 16, 付属統計表第 24 表）。

表 16 介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

		事業所計	制度あり		最長利用可能期間			
					3年未満	3年（法定どおり）	3年を超え5年未満	5年を超える期間
短時間勤務制度	平成 29 年度	100.0	61.6	(100.0)	(23.3)	(70.7)	(1.3)	(4.7)
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成 29 年度	100.0	15.7	(100.0)	(16.8)	(69.7)	(1.0)	(12.6)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成 29 年度	100.0	33.6	(100.0)	(21.7)	(66.3)	(0.7)	(11.3)
介護に要する経費の援助措置	平成 29 年度	100.0	5.1	(100.0)	(12.2)	(73.6)	(0.0)	(14.1)
在宅勤務・テレワーク	平成 29 年度	100.0	5.1	(100.0)	(11.6)	(62.9)	(0.7)	(24.8)

平成 29 年１月１日の改正育児・介護休業法施行前は、労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族の介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業と通算して 93 日の範囲内で取得ができました。

施行後は、介護休業とは別に、利用開始から３年の間で２回以上の利用が可能となりました。

(2) 介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の利用状況

ア　各制度の利用状況別事業所割合

介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度を導入している事業所のうち、各制度の利用者（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）がいた事業所の割合を措置ごとにみると、「在宅勤務・テレワーク」4.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」2.9%、「短時間勤務制度」2.5%、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」2.1%、「介護に要する経費の援助措置」1.9%となっている（表 17,付属統計表第 25 表）。

表 17 介護のための所定労働時間の短縮措置等の利用者がいた事業所割合 (%)

	制度あり事業所計	短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護に要する経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク	所定外労働の制限
平成 20 年度	100.0	1.1	0.5	1.3	0.8	－	－
平成 24 年度	100.0	1.9	1.2	1.9	0.7	－	－
平成 29 年度	100.0	2.5	2.1	2.9	1.9	4.6	0.4

注：調査前年度１年間に各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合である。

イ　利用の内訳

介護のための所定労働時間の短縮措置等の各制度がある事業所における制度利用者の利用内訳をみると、女性については「短時間勤務制度」が 38.3%と最も高く、次いで「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」16.9%、「所定外労働の制限」14.6%となっている。

一方、男性については、「介護に要する経費の援助措置」が 33.2%と最も高く、次いで「在宅勤務・テレワーク」32.3%、「短時間勤務制度」18.4%の順となっている（表 18,付属統計表第 26 表）。

表 18 介護のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の利用内訳 (%)

	各制度がある事業所における制度利用者計	短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護に要する経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク	所定外労働の制限
女性　平成 29 年度	100.0	38.3	7.3	16.9	14.2	8.7	14.6
男性　平成 29 年度	100.0	18.4	4.5	7.5	33.2	32.3	4.0

注 1:「利用者」は、各制度がある事業所において、平成 28 年4月1日から平成 29 年3月 31 日までの間に各制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。ただし、「所定外労働の制限」については、制度の有無にかかわらず集計している。

注 2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

６　再雇用制度に関する事項

育児、介護等により退職した者を再び雇い入れる再雇用制度がある事業所の割合は30.3%である（表 19,付属統計表第 28 表）。

産業別にみると、教育,学習支援業(44.１%)、宿泊業､飲食サービス業（43.8%）、複合サービス事業(39.5%)、金融業,保険業及び生活関連サービス業,娯楽業（39.1%）で制度がある事業所割合が高くなっている（付属統計表第 28 表）。

表 19 再雇用制度の有無別事業所割合　（%）

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
平成 23 年度	[100.0]	[53.1]	[46.8]	[0.1]
平成 29 年度	100.0	30.3	69.7	－

注:平成 23 年度の[　]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

Ⅱ　短時間正社員制度に関する事項

1　短時間正社員制度の導入状況

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務することができる「短時間正社員制度（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く。）」がある事業所の割合は 20.8％と前回調査（平成 28 年度 21.2％）に比べ 0.4 ポイント低下した（表 20,付属統計表第 29 表）。

産業別にみると、制度がある事業所割合は、複合サービス事業（45.5％）、電気・ガス・熱供給・水道業（32.3％）、宿泊業、飲食サービス業（29.4％）、情報通信業（28.3％）で比較的高くなっている（付属統計表第 29 表）。

表 20　短時間正社員制度の有無別事業所割合　（％）

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
平成 27 年度	100.0	15.0	85.0	0.0
平成 28 年度	100.0	21.2	78.8	－
平成 29 年度	100.0	20.8	79.2	－

2　短時間正社員制度の利用状況

(1) 短時間正社員制度の利用者の有無別事業所割合

短時間正社員制度の規定がある事業所において、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に、制度の利用者がいた事業所の割合は 40.1％（平成 28 年度 33.6％）であり、前回調査より 6.5 ポイント上昇した。短時間正社員制度の利用者がいた事業所のうち、男女ともに利用者がいた事業所の割合は 10.2％（同 8.6％）、女性のみ利用者がいた事業所の割合は 71.9％（同 80.8％）、男性のみ利用者がいた事業所の割合は 17.9％（同 10.6％）であった（表 21,付属統計表第 30 表）。

表 21　短時間正社員制度利用者の有無別事業所割合(複数回答)　（％）

	短時間正社員制度がある事業所計	利用者あり	利用状況（複数回答）			利用者なし	不明
			男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり		
平成 27 年度	100.0	43.7 (100.0)	4.7 (10.7)	31.2 (71.3)	7.9 (18.0)	56.3	0.0
平成 28 年度	100.0	33.6 (100.0)	2.9 (8.6)	27.2 (80.8)	3.5 (10.6)	66.0	0.4
平成 29 年度	100.0	40.1 (100.0)	4.1 (10.2)	28.9 (71.9)	7.2 (17.9)	59.9	－

(2) 短時間正社員制度の利用者割合

短時間正社員制度の規定がある事業所において、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者の割合は 2.8%（平成 28 年度 2.5%）であった。男女別にみると、女性は 5.0%（同 4.8%）、男性は 1.0%（同 0.7%）となっている。また、制度の利用者の男女比は、女性 79.7%（同 85.3%）、男性 20.3%（同 14.7%）であった（表 22,付属統計表第 31 表）。

表 22 短時間正社員制度の利用者割合 （%）

	男女計		女性		男性	
	常用労働者計	利用者	女性常用労働者計	利用者	男性常用労働者計	利用者
平成 28 年度	100.0	2.5	100.0	4.8	100.0	0.7
平成 29 年度	100.0	2.8	100.0	5.0	100.0	1.0

注:短時間正社員制度がある事業所の常用労働者を 100 として集計した。

短時間正社員制度の利用者の男女比率 （%）

	制度利用者計	女性	男性
平成 28 年度	100.0	85.3	14.7
平成 29 年度	100.0	79.7	20.3